

日本学術会議会員候補 6 名の任命拒否に対する抗議声明

2020 年 10 月 10 日

全国老人福祉問題研究会

全国老人福祉問題研究会は、福祉に関わる労働者、研究者が中心になって、高齢者の福祉と生活の向上を目指して、40 年以上にわたって研究活動を続けてきました。私たちの、基本的スタンスは、現実根差して、その時々々の政策や制度を批判的に検証し、改善の方向を提示するというものです。こうした活動を支えているのは、何者にも制約を受けない批判と研究活動の自由です。しかるに、今般の、政府による日本学術会議会員候補の任命拒否は、こうした、研究活動の自主性や自由を根底から脅かす危険をはらんでおり、私たち研究会としても見過ごすことができません。

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興と、人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と連携して学術の進歩に寄与することを使命としており(日本学術会議法前文)、科学者の国会、良心の府ともいふべきものです。

同会議は、独自に科学に関する重要事項を審議しその実現を図る(同法第 3 条)だけでなく、科学に関する事項について政府から諮問を受け(第 4 条)、勧告することができる権限が明記されています(第 5 条)。また、そうした自立した活動を担保する意味で、政府の指揮命令を受けるものではなく、独立して職務を行うことが明記されています(第 3 条)。

時の政治や政策から相対的に独立したものであることを認めて、これまで政府は、学術会議会員の総理大臣による任命行為は「形式的なもの」として、任命拒否はして来ませんでした。今回、理由も示さず、任命拒否に至ったのは重大事で、見逃すことができません。

今回の任命拒否をめぐるのは、まず、「推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」(第7条)の政府解釈に問題があります。政府は、日本学術会議は総理大臣の所轄であり、任命には裁量権があると説明しています。任命拒否の裁量権があるならば、任命可否の基準や内規を定めるべきであり、それも無い上に、拒否理由も示さないのでは、拒否権の正当性が疑われて当然です。

また、任命権は「任免権」ともいふべきもので、任命に自由裁量が認められるのならば、免職にも同じ裁量があるということになります。しかるに、免職については、「会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申し出があったときには、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる」(第25条)、「会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申し出に基づき、退職させることができる」(第26条)としています。総理大臣の解任権は存在しません。そう解釈すれば、任命拒否権も存在せず、任命行為はまさに形式的なものといふべきです。

今回の恣意的な任命拒否は、研究および研究活動の自立性への介入であり、政府の意に沿わない者を排除することで批判的な研究を委縮させ、日本学術会議の独立性を損ない、ひいては法の目的である「科学の向上発達を図り、行政、産業および国民生活に科学を反映浸透させる」(第2条)ことが歪んだ形で進んでいくのではないかと危惧されます。

以上により、全国老人福祉問題研究会は、6 名の日本学術会議会員候補への任命拒否を直ちに撤回し、速やかに任命するよう内閣総理大臣に求めます。